

答 申 第 3 7 5 号

平成 2 5 年 2 月 2 0 日

千葉県議会

議長 川名 寛章 様

千葉県情報公開審査会委員長

荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 3 年 6 月 2 2 日付け千議総第 3 5 2 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 4 5 9 号

平成 2 3 年 6 月 1 3 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 3 年 4 月 1 5 日付け千議総第 9 3 号、平成 2 3 年 4 月 2 8 日付け千議総第 1 6 4 号、平成 2 3 年 5 月 2 4 日付け千議総第 2 2 3 号及び平成 2 3 年 6 月 9 日付け千議総第 3 1 9 号で行った公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県議会議長（以下「議長」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

議長が、平成23年4月15日付け千議総第93号、平成23年4月28日付け千議総第164号、平成23年5月24日付け千議総第223号及び平成23年6月9日付け千議総第319号（以下「本件決定」という。）で行った公文書不開示決定処分を取り消し、開示決定することを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）の理由は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項で定める「議員の調査研究に資するため必要な経費」について、千葉県政務調査費の交付等に関する条例（平成13年条例第1号。以下「交付条例」という。）第11条は、「議長は、収支報告書等が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期するため、会派又は議員に対し、政務調査費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行うことができる。」と定めている。また、千葉県議会政務調査費の手引き（平成21年4月）（以下「手引き」という。）は、第1章5 議長の調査において、「議長は、会派及び議員から収支報告書及び領収書等が提出されたときは、それらの関係書類により、（1）領収書等による支出した事実及び内容の確認、（2）収支報告書の記載方法の確認（それぞれの支出が適正な使途基準項目欄に整理、記載されているかどうかの確認等）、（3）収支報告書記載金額と領収書等の記載金額との突合等を行うが、これらの確認の結果、収支報告書の記載誤り、領収書等の不備、その他明らかに使途基準に合致しない支出であると認められるものが含まれている場合は、会派及び議員に対して必要な報告を求め、また関係書類の調査等を行ったうえで会派及び議員に対して修正を求めることができる。」と定めている。
- (2) 手引き第4章会派、議員が整理保管すべき支出証拠書類等として「第2章2 『政務調査費を支出するにあたっての原則』のとおりに、政務調査費の交付を受

けた会派及び議員はすべての支出に関して説明責任を負うものであり、支出証拠書類として以下の関係書類を一定の期間（５年間）整理保管しなければならない。

- ・ 調査研究費 調査委託契約書・成果物
政策団体の規約・会計報告書
- ・ 資料作成費 作成資料の現物
- ・ 広報費 広報誌等の現物
- ・ 事務所費 賃貸借契約書
- ・ 事務費 自動車・備品のリース契約書、駐車場賃貸借契約書
- ・ 人件費 雇用契約書、業務日誌

と定めている。

- (3) 政務調査費については、様々な団体や個人から住民監査請求がなされ、千葉県監査委員より平成２２年１２月７日付けで「会計帳簿の調整や領収書等の整理保管を義務付けていることからすると、それらによって支出が適正か否かを調査することは議員や議会の自律性を侵害するものとは言えないとされていることに鑑み、今後も十分な調査に努められたい。」との監査結果、付言がなされている。よって、議長は、この監査結果、付言を尊重し、平成２２年度政務調査費については、整理保管すべき支出証拠書類を議員より提出させ照会しながら適正な運用であったかどうか調査する必要がある、その期間は平成２３年４月１日から５月３１日で、議長は議会事務局職員と共に調査すべきであり、議会事務局職員が組織的に取得した文書は公文書であるから、当該支出証拠書類は公文書である。
- (4) 交付条例第１１条の規定及び平成２２年１２月７日付けの監査結果から、平成２２年度に支出された政務調査費については、領収書の写しと出納簿の金額を照らし合わせるだけでなく、調査委託契約書・成果物、政策団体の規約・会計報告書、作成資料の現物、広報誌等の現物、事務所賃貸借契約書、自動車・備品のリース契約書、駐車場賃貸借契約書、雇用契約書、業務日誌など（以下「これらの支出証拠書類」という。）を会派や議員から取り寄せて調査したはずである。十分な調査とは、これらの支出証拠書類を取り寄せて照合しなければ政務調査活動として必要な支出であったかどうか判断することが不可能だからであり、今回、千葉地裁の裁判の過程で平成２１年度のこれらの支出証拠書類を千葉県知事が裁判所に提出せざるを得なかったのは、裁判所もこれらの支出証拠書類を照合しなければ政務調査活動として必要な支出であったかど

うか判断することが不可能だからである。

第3 議長の説明要旨

議長の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、議長に対し、千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号。以下「条例」という。）に基づき、平成23年4月1日から5月2日まで、5月6日、5月9日から5月13日まで、5月16日から5月20日まで、5月23日から5月27日まで、5月30日及び5月31日の各日付で、「平成22年度すべての県議会議員の政務調査費支出証拠書類のうち、（調査研究費）調査委託契約書・成果物、政策団体の規約・会計報告書、（資料作成費）作成資料の現物、（広報費）広報誌等の現物、（事務所費）賃貸借契約書、（事務費）自動車・備品のリース契約書、駐車場賃貸借契約書、（人件費）雇用契約書、業務日誌」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対して千葉県議会議長は、平成23年4月15日付け千議総第93号、平成23年4月28日付け千議総第164号、平成23年5月24日付け千議総第223号及び平成23年6月9日付け千議総第319号で公文書開示決定を行った。

2 不開示決定理由について

(1) 議長の調査

交付条例第11条の規定により、「議長は、前条各項の規定により収支報告書等が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期するため、会派又は議員に対し、政務調査費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の提出を求めることができる。」と定められている。また、手引きの第1章5 議長の調査において「収支報告書の記載誤り、領収書等の不備、その他明らかに使途基準に合致しない支出であると認められるものが含まれている場合は、会派及び議員に対して修正を求めることができる。」とされている。

(2) 整理保管すべき支出証拠書類

千葉県政務調査費の交付等に関する規程（平成13年議会告示第2号。以下「交付規程」という。）第9条の規定を受け、手引きの第4章では、「第2章-2『政務調査費を支出するにあたっての原則』のとおり、政務調査費の交付を受けた会派及び議員はすべての支出に関して説明責任を負うものであり、支出証拠書類として以下の関係書類を一定の期間（5年間）整理保管しなければな

らない。」とし、申立人の請求内容にある関係書類の整理保管を求めている。

(3) 不開示決定理由

議長は交付条例第11条に基づき関係する書類の提出を求めておらず、本件請求に係る公文書を保有していない。以上の理由により、本件請求について、不開示の決定をしたものである。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、異議申立書に異議申立ての理由を述べているが、要約すると交付条例第11条において、「議長は、前条各項の規定により収支報告書等が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期するため、会派又は議員に対し、政務調査費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の提出を求めることができる。」と定めていること、手引きの第4章会派、議員が整理保管すべき支出証拠書類等において「政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、支出証拠書類として関係書類を一定の期間（5年間）整理保管しなければならない。」と定めていること、千葉県監査委員が平成22年12月7日付けの監査結果において「会計帳簿の調整や領収書等の整理保管を義務付けていることからすると、それらによって支出が適正か否かを調査することは議員や議会の自律性を侵害するものとは言えないとされていることに鑑み、今後も十分な調査に努められたい。」と付言していることから、この付言を尊重し、議長は議会事務局職員と共に、平成23年4月1日から5月31日の間、整理保管すべき支出証拠書類を議員より提出させ照会しながら適正な運用であったかどうか調査する場合があります、議会事務局職員が組織的に取得した公文書であることから当該支出証拠書類は公文書であるとして、不開示決定に対して異議を申し立てたものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び議長の説明をもとに審査した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求及び本件決定については、議長の説明要旨1のとおりである。これに対し、異議申立人は、平成23年6月13日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 公文書の不存在について

議長は、本件請求に係る公文書を保有していないと説明するので、次のとおり検討する。

- (1) 政務調査費については、交付条例第10条第1項の規定は、「会派の代表者及び議員は、収支報告書を議長に提出しなければならない。」としており、また、同条第4項の規定は、「収支報告書には政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し、収支報告書に係る会計帳簿の写し等を添付しなければならない。」としているが、交付規程第7条の規定によれば、収支報告書の添付書類は領収書、政務調査費支出伝票、政務調査費出納簿及び現地調査又は先進地視察実施報告書であって、本件請求に係る公文書は、上記の添付書類には含まれないものである。さらに、交付規程第9条の規定は、「会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調整しその内容を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管しなければならない。」としている。これらの規定からは、本件請求の対象となる公文書は、会派及び議員が整理保管しなければならないが、収支報告書に添付されるものではなく、議長が当然に取得する文書ではない。
- (2) また、交付条例第11条の規定は、「議長は、収支報告書等が提出されたときは、政務調査費の適正な運用を期するため、会派又は議員に対し、政務調査費に関し必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行うことができる。」としているが、議会事務局の説明によると、平成14年度以降、報告を求め、調査を実施したことはないとのことである。そこで、当審査会は、議会事務局が保有する政務調査費関係の綴りを見分したところ、平成14年度以降、交付条例第11条の規定により、必要な報告を求め、又は関係する書類の調査を行ったことを示す公文書の存在を確認することはできなかった。
- (3) なお、異議申立人は、政務調査費が必要な支出であったかどうかを判断する必要があるとの主張のなかで、「千葉地裁の裁判の過程で平成21年度のこれらの支出証拠書類を千葉県知事が裁判所に提出した」と指摘しているが、千葉県知事が裁判所に提出したこれらの支出証拠書類は、本件請求の対象公文書とはその属する年度が異なるとともに、通常は、会派や議員が整理保管するだけで、議長に提出するものではなく、当該訴訟上の必要により、各議員から借用し、その写しを提出したものである。

3 結論

以上のとおり、議長が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
23. 6. 22	諮問書の受理
23. 8. 25	実施機関の理由説明書の受理
24. 4. 24	異議申立人の意見書の受理
24. 11. 21	審議
24. 12. 21	審議
25. 1. 25	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順:平成25年1月25日現在)